令和3年(2021年)6月30日 熊本県経理向上推進会議

令和2年度(2020年度)不適正経理再発防止策の 取組状況について

平成23年(2011年)11月に熊本県物品調達等に関する不適正経理再発防止策検証委員会から物品調達等に関する不適正経理再発防止策検証報告書が提出されました。その中で、再発防止策の取組について①今後も継続して法令遵守研修や適正な履行確認の確保などの更なる徹底を行うこと、②県庁全体での再発防止策の推進や組織的なチェック体制の強化に取り組むこと、③再度その取組の成果を県自ら確認し、県民への説明責任を果たされること、という提言をいただき、県庁あげて不適正経理再発防止の取組を進めて参りました。

このたび、令和2年度(2020年度)に実施した不適正経理再発防止策の取組状況とその成果をとりまとめましたのでご報告します。

I 県庁全体での再発防止策の推進

物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証報告の中で知事部局、教育委員会、警察本部、企業局及び病院局の横断的な組織の設置等による県庁全体での再発防止策の推進を行うことという提言を踏まえ、平成23年度(2011年度)に設置した経理向上推進会議を令和2年度(2020年度)も開催し、研修計画の調整、指導・検査体制の強化、再発防止策の実施状況の確認等を実施しました。

設置年月日 平成24年(2012年)3月23日

• 構 成 員 知 事 部 局:人事課長、会計課長、管理調達課長

教育委員会:教育政策課長

警察本部:会計課長

企 業 局:総務経営課長 病 院 局:総務経営課長

令和2年度会議 令和2年(2020年)8月(書面会議)

Ⅱ 研修の更なる充実

各任命権者において、法令遵守や不適正経理防止に対する意識啓発、会計事務に関する資質の向上等を目的とした研修を実施し、令和2年度(2020年度)は、延べ8,716人が受講しました。

1 知事部局

新規採用職員研修や一般職員4年目研修をはじめとした階層別研修において、法令遵守や不適正経理再発防止に関する内容を盛り込むとともに、各職場が実施する特定課題研修においても、「不適正経理再発防止について」を課題として設定し、各所属において研修を実施しました。

また、出納局が実施する研修においては、経理担当者はじめ事業担当者、 審査担当者など職員の職位や職責に応じた研修体制を構築するとともに、 契約や収入等のテーマ別研修を実施するなど、各種研修を通じて会計事務 に関する基礎知識の習得に加え、会計事務処理に係るチェック機能の強化 対策や誤った経理処理の発生防止に取り組みました。なお、一部の研修に ついては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催を中止しまし た。

2 教育委員会

学校管理職の会議や節目研修の中で、不適正経理再発防止の意識啓発や 適正な経理処理の徹底を図り、さらに全職員を対象として不適正な経理処 理の再発防止対策についての所属研修を実施しました。

また、県立学校等の事務職員の資質・能力の向上に向けて、出納局会計 課主催の「会計事務(基礎編)研修」の受講を通じて、誤った経理処理の 事例とその防止策等について、周知徹底を図りました。

3 警察本部

所属長や副署長が出席する会議において、幹部職員としての適正経理に対する意識啓発を図るとともに、各所属の会計担当者及び事業担当者に対する巡回指導を実施し、適正な経理処理の意識啓発や知識の向上を図りました。

4 企業局

企業局全職員を対象とした特定課題研修を実施し、適正な経理処理の徹 底を図りました。

5 病院局

令和2年度(2020年度)は、新規採用職員向けに研修を実施し、適正な 経理処理に対する意識改革や会計事務に関する知識の習得、理解の向上を 図りました。

Ⅲ 組織的なチェック体制の強化

行政改革等による職員削減に伴い、会計経理事務に精通した職員が減少している状況にあり、また、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う業務量の増加に伴い、他県派遣職員、任期付職員、会計年度任用職員など多様な人材が任用され、更に新規採用職員も増加するなど、会計事務に不慣れな職員が増加している状況にあります。適正な経理処理を確保するためには、組織的な相互確認の徹底、管理監督者等の意識の徹底など、組織的なチェック体制の維持・強化を図る必要があります。

1 知事部局

出納局において、年末や年度末等会計経理事務の節目ごとに、チェック方法やチェックリスト、更には、会計処理の誤り事例等を具体的に示した文書を発出するなど、各所属におけるチェック体制強化のための支援を行っています。また、令和2年度(2020年度)から事務の適正な管理及び執行を確保するため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、「熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する方針」を定め、知事部局及び企業局において運用を始めています。

2 教育委員会

(1)教育委員会事務局における組織的なチェック体制の構築

教育委員会事務局においては、会計事務処理ミスの未然防止の観点から、 平成30年度(2018年度)に教育庁全体で統一的なチェックシート(「事業(支出)点検表」)を導入しました。さらに、令和元年度(2019年度)には、適正な経理処理の徹底を図るため、教育政策課に法務経理班を新設し、二重チェック体制を整備しました。

(2) 県立学校の事務処理適正化に向けた取組

学校人事課においては、県立学校の事務処理の適正化に向けて、組織的なチェック機能の充実・強化、人材育成環境の整備等の取組を進めており、その一環として、令和元年度(2019年度)は県立学校で処理する業務の進行管理ツールを作成しました。

Ⅳ 指導・相談・支援体制の充実・強化

県庁全体の職員数が減少する中で、経理事務に精通した職員やOJTの機会が減少していることから、会計事務の一層の専門化と効率化を図るため、不適正経理の再発防止に向けた取組、指導助言・相談体制の充実強化や側面的な経理処理の支援に取り組んでいます。

1 知事部局

(1)会計事務検査の実施

熊本県会計規則第112条第1項の規定に基づく会計事務検査については、出納局(会計課、管理調達課)において、新型コロナウイルスの発生と感染拡大、7月4日以降の大雨による甚大な被害状況を鑑み、年間検査数については前年度と同水準を維持する一方、書面検査等を導入することによって感染拡大防止に努めました。

また、会計事務処理の漏れや遅れ等の初歩的なミスが依然として多い 現状や「事務の的確・適正な執行の確保」の制度の施行を踏まえ、会計 担当職員育成及び「事務の的確・適正な執行の確保」の制度の運用支援 を効率的に行うことを目的として、会計事務の初任者等が事務を担当す る知事部局の機関等を中心に下記のとおり会計事務検査を実施しまし た。

- ア 対象機関 43支出機関
- イ 実施時期 令和2年(2020年)8月~令和3年(2021年)2月
- ウ 実施方法 本庁課局に対しては書面検査、地方支出機関に対して は実地検査を実施。

(2) ヘルプデスクによる相談体制の強化

平成28年(2016年)7月に出納局(会計課)内に会計事務に関するヘルプデスクを設置し、各所属(出先機関含む)からの質問・相談等に対して迅速・的確な助言等を行うなど、会計事務の誤りを未然に防止するため、経理処理に対する相談体制の強化を図りました。

令和2年度(2020年度)相談件数:2,316件

(3) 出納局だよりによる支援

会計事務における重要事項等を周知徹底し、会計事務や物品調達等 が適切に実施できるよう「出納局だより」を年5回発行し、全所属に 配布しました。

(4) 会計事務ナビによる支援

平成29年(2017年)10月から、会計事務に関する情報をナビゲーション形式のシステムに集約した「会計事務ナビ」の運用を開始し、会計事務の効率性の向上と事務処理誤りの未然防止を図るようにしました。

令和2年度(2020年度)閲覧件数:28,494件

2 教育委員会

(1) 学校訪問における事務指導

県立学校における不適正経理再発防止への取組状況等や県費の適正な 事務処理等について確認・指導するため、令和2年度(2020年度)は全 県立学校の3分の1程度を対象に学校訪問を実施しました。

ア 対象機関 71校中19校

イ 実施時期 令和2年(2020年)7月28日~12月16日

(2) 学校支援体制の充実

県立学校における日常的な事務処理の指導・助言・相談体制を強化するため、平成24年度(2012年度)に窓口を学校人事課に設置しました。 平成29年度(2017年度)からは、県立学校の事務処理に対する支援体制の充実を図るため、学校人事課に学校事務支援班を設置しました。

3 警察本部

熊本県警察の会計の監査に関する規則第3条に基づき、収入、支出、物品管理等について、証拠書類等の審査、関係書類等との突合及び関係職員からの聞き取りにより会計監査を実施しました。

対象機関及び実施時期

第1期 全警察署

23目

令和2年(2020年)6月10日~9月24日

第2期 警察本部の全所属及び警察学校 令和2年(2020年) 11月5日~令和2年(2020年)12月

4 企業局

支出関係書類の決裁において、審査者に加え副査も審査を行うことにより審査・指導体制を強化しました。

5 病院局

病院局における経理処理の指導等を充実するため、平成24年度(2012年度)から経理審査担当者を2人とし、審査指導体制を強化しました。

V 令和2年度(2020年度)の取組成果及び令和3年度(2021年度)の取組み

平成24年度(2012年度)から不適正経理再発防止策に取り組んできた結果、 裏金や私的流用につながるおそれのある「預け金」、「差替え」及び「一括払」 並びに会計検査院から指摘された「翌年度納入」及び「前年度納入」といった 不適正な経理処理は認められませんでした。

ただし、一部に関係法令に沿わない経理処理の誤りが見受けられたため、令和3年度(2021年度)においても、引き続き各任命権者連携のもと、新型コロナウイルス感染拡大等に対応できる職員研修のオンライン化推進や、事務検査・指導等の各所属の経理処理に対する支援体制の一層の充実・強化を図ることで適正な会計事務の執行を確保し、不適正経理再発防止策の取組を継続して参ります。